

# 行政書士派遣事業における 届出及び報告に関する規則

## (目 的)

第1条 この規則は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号、以下「労働者派遣法」という。）に基づき、行政書士の労働者派遣事業を行う行政書士又は行政書士法人が、日本行政書士会連合会（以下「本会」という。）に対して行う届出及び報告に関し必要な事項を定める。

## (定 義)

第2条 この規則において「行政書士派遣事業」とは、行政書士又は行政書士法人が、労働者派遣法に規定する一般労働者派遣事業の許可を受け、又は特定労働者派遣事業の届出をして行うものであり、自らが雇用する使用人である行政書士を、他の行政書士又は行政書士法人に派遣する事業をいう。

## (届 出)

第3条 行政書士又は行政書士法人は、労働者派遣法に規定する一般労働者派遣事業の許可を受け、又は特定労働者派遣事業の届出を行ったときは、「行政書士派遣事業開始届出書」（様式第1号）をもって、その旨を、行政書士は所属する単位会を経由して、行政書士法人は主たる事務所の所在地の単位会を経由して、本会に届け出なければならないものとする。

2 行政書士派遣事業を行う行政書士又は行政書士法人は、労働者派遣法に規定する一般労働者派遣事業又は特定労働者派遣事業の廃止の届出を行ったときは、「行政

書士派遣事業廃止届出書」（様式第2号）をもって、その旨を、行政書士は所属する単位会を経由して、行政書士法人は主たる事務所の所在地の単位会を経由して、本会に届け出なければならないものとする。

## (報 告)

第4条 行政書士派遣事業を行う行政書士又は行政書士法人は、毎年4月1日から翌年3月31日までの事務所毎の派遣実績（実績がなかったものを含む。）について、「行政書士派遣事業実績報告書」（様式第3号、以下「報告書」という。）をもって、行政書士は所属する単位会を経由して、行政書士法人は主たる事務所の所在地の単位会を経由して、本会に報告しなければならないものとする。

2 前項の報告は、該当する期間の翌月末までに、単位会に報告書を提出してするものとする。

3 複数の事務所において行政書士派遣事業を行う行政書士法人は、その事務所毎の報告書を取りまとめ、前2項の手続を行うものとする。

## 附 則

この規則は、平成18年12月1日より施行する。

## 附 則

この規則は、令和3年11月17日から施行する。

## 行政書士派遣事業開始届出書

年 月 日

日本行政書士会連合会  
会長

殿

事務所の名称  
又は法人名称

氏名又は法人  
代表者名

職印

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に基づき、行政書士の労働者派遣事業を開始いたしましたので、行政書士派遣事業における届出及び報告に関する規則第3条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

### 【行政書士の労働者派遣事業を開始した事務所】

登録番号又は法人番号	
氏名又は法人代表者名	
事務所の名称又は法人の事務所名称	
事務所所在地	
労働者派遣事業者許可番号 又は届出受理番号	第 号
許可年月日又は届出受理年月日	年 月 日

## 行政書士派遣事業廃止届出書

年 月 日

日本行政書士会連合会  
会長

殿

事務所の名称  
又は法人名称

氏名又は法人  
代表者名

職印

行政書士の労働者派遣事業を廃止いたしましたので、行政書士派遣事業における届出及び報告に関する規則第3条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

### 【行政書士の労働者派遣事業を廃止した事務所】

登録番号又は法人番号	
氏名又は法人代表者名	
事務所の名称又は 法人の事務所名称	
事務所所在地	
労働者派遣事業者許可番号 又は届出受理番号	第 号
事業廃止届出年月日	年 月 日

## 行政書士派遣事業実績報告書

年 月 日

日本行政書士会連合会

会長

殿

事務所の名称  
又は法人名称

氏名又は法人  
代表者名

職印

行政書士派遣事業における届出及び報告に関する規則第4条の規定により、下記のとおり報告します。

記

### 【派遣元となる行政書士又は行政書士法人】

登録番号又は法人番号			
氏名又は法人代表者名			
事務所の名称又は法人の事務所名称		法人事務所の区分	主従
事務所所在地			

### 【実績】

報告対象期間		年 月 日から		年 月 日まで	
使用人の数 (期末人数)	人	派遣された使用人数 (期間中の延べ人数)	人		
派遣先行政書士・ 行政書士法人数(件)		行政書士： 件		行政書士法人： 件	
派遣先都道府県別 派遣数(期間中延べ人数)	都道府県名	派遣数	都道府県名	派遣数	
		人		人	
		人		人	
期間別派遣数(人)	1ヶ月未満	1ヶ月～3ヶ月未満	3ヶ月～6ヶ月未満	6ヶ月～1年未満	1年～3年未満
	人	人	人	人	人

※ 毎年4月1日から翌年3月31日までの実績について、該当する期間の翌月末までに所属単位会に提出すること。